

補償の事例

1. 児童・生徒のケガ

学校契約団体傷害保険特約（学校の管理下外のみ補償）
付帯普通傷害保険（学校契約団体傷害保険）

◎児童・生徒の学校の管理下外（家庭内、休日、スポーツ少年団活動、登下校時等）での急激かつ偶然な外来の事故によるケガ（食中毒を含みます。）および偶然な外来の日射・熱射による身体の障害を補償します。



●自動車にはねられてケガをした。



●自転車で転倒してケガをした。



●野球でケガをした。



●スキーをしていて足をネンザした。



●自宅や外出先の建物内で火災によりケガをした。

※事故の日からその日を含めて7日目以降において入院保険金・通院保険金をお支払いする条件を満たしている場合に限り、入院保険金、手術保険金、通院保険金の支払対象となります。

2. P T A 会員のケガ

P T A 団体傷害保険特約付帯普通傷害保険（P T A 団体傷害保険）

◎P T A 会員（含む児童・生徒）が、P T A 主催・共催行事に参加しているときの急激かつ偶然な外来の事故によるケガ（食中毒を含みます。）および偶然な外来の日射・熱射による身体の障害を補償します。



- ・P T A 奉仕作業中、鎌でケガをした。
- ・P T A 球技大会のため、P T A の計画による練習参加中にケガをした。
- ・P T A 行事参加の途中、ケガをした。
- ・P T A 行事参加の途中、熱中症になった。
- ・P T A 行事参加の途中、食中毒になった。

※入院・通院は1日目から保険金支払の対象になります。

（1. 児童・生徒のケガ 2. P T A 会員のケガ共に）

急激かつ偶然な外来の事故とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外来性＝身体の外部からの作用によるもの

（上記3項目に該当しない例）

日焼け、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

すでに存在していた身体の障害や病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金（保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。）をお支払いします。（ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。）

3. 児童・生徒の賠償事故の補償

賠償責任保険 P T A 特別約款（児童・生徒賠償責任補償条項）

◎日本国内において発生した日常生活における児童・生徒の行為によって生じた偶然な事故（ただし、学校管理下の事故で、学校側に管理責任がある場合は対象外）により、児童・生徒・親権者およびその他の法定の監督義務者が他人に法律上の賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。



●自転車で他人にケガをさせてしまった。



●ショッピング中にお店の商品を壊してしまった。

- ・校庭に遊びに来て、誤って教室の窓ガラスを割った。
- ・公園でバットを振っていて近くにいた子にケガをさせた。（ただし、スポーツ中の事故については、事故の状況等によって対象外になることがあります。）
- ・自転車遊びをしていて転び、停車中の車にキズをつけた。
- ・学校の休み時間中に誤って教室のガラスを割ってしまった。（学校側の管理に問題がなかった場合）

令和3年10月12日「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が公布されました。その中で、未成年者が自転車を利用するときは保護者に自転車損害賠償責任保険等への加入が義務付けられました。（令和4年4月1日施行）

児童・生徒の賠償事故の補償は、福島県の自転車条例に対応された補償となっております。

4. P T A の賠償事故の補償

（P T A 主催・共催行事に限る）

賠償責任保険 P T A 特別約款（管理者賠償責任補償条項）

- ◎P T A 活動中に、偶然な事故により、他人の身体の障害、または財物の損壊についてP T A が法律上の賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。
- ◎P T A 活動を行うために他人から借り受けた財物を使用・管理している間、P T A の構成員であるP T A 会員・児童・生徒が損壊・紛失したり盗取されたことによりP T A が法律上の賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。



- ・P T A 主催の水族館見学で、誤ってガラスケースを割ってしまった。
- ・P T A 行事に使用していた看板の固定が悪く、風で倒れ、そばにいた通行人がケガをした。
- ・P T A が借りたタコ焼き器を、取り扱いの不備で破損してしまった。

< 保険金請求の手続きについて >

2024年4月1日より事故報告方法が変更になります。詳しくは福島県PTA連合会ホームページをご覧ください。

万一、事故が発生した際は、**すみやかに共栄火災**へご連絡ください。

事故発生 ⇒ 共栄火災事故報告専用 ⇒ 保険金請求書郵送 ⇒ 書類へ記入後、 ⇒ 保険会社で受付した書類の内容を確認し、
コールセンターへ連絡 保険会社へ返送 保険金をお支払いします。



【コース別会費（補償内容と補償保険料）】

I コース

被保険者	補償内容	学校管理下外 <学校契約団体傷害保険>	PTA行事活動中 <PTA団体傷害保険>
		保険金額	保険金額
児童・生徒	傷害	死亡	91万5千円
		後遺障害	3万6千6百円～91万5千円
		入院日額	※1 1,700円
		通院日額	※1 1,300円
	賠償責任	※2 1億円（自己負担0円）	
PTA会員 <父母、 教職員等>	傷害	死亡	596万円
		後遺障害	23万8千4百円～596万円
		入院日額	4,000円
		通院日額	2,500円
PTA活動中の 賠償責任	身体	1名3,000万円1事故3億円（自己負担1千円）	
	財物	1事故500万円（自己負担1千円）	
	借用物	※3 期間中500万円（自己負担5千円）	

会費【補償保険料込み】

PTA会員 1世帯	+児童・生徒1名	1,000円（912円）
	+児童・生徒2名	1,840円（1,668円）
	+児童・生徒3名	2,680円（2,424円）
	+児童・生徒4名	3,520円（3,180円）

会費内訳【PTA会員1世帯・ 児童・生徒1名あたり】

PTA会員1世帯	160円（156円）
児童・生徒1名	840円（756円）

II コース

被保険者	補償内容	学校管理下外 <学校契約団体傷害保険>	PTA行事活動中 <PTA団体傷害保険>
		保険金額	保険金額
児童・生徒	傷害	死亡	88万円
		後遺障害	3万5千2百円～88万円
		入院日額	※1 1,000円
		通院日額	※1 800円
	賠償責任	※2 1億円（自己負担0円）	
PTA会員 <父母、 教職員等>	傷害	死亡	515万円
		後遺障害	20万6千円～515万円
		入院日額	3,000円
		通院日額	2,000円
PTA活動中の 賠償責任	身体	1名3,000万円1事故3億円（自己負担1千円）	
	財物	1事故500万円（自己負担1千円）	
	借用物	※3 期間中500万円（自己負担5千円）	

会費【補償保険料込み】

PTA会員 1世帯	+児童・生徒1名	800円（724円）
	+児童・生徒2名	1,470円（1,321円）
	+児童・生徒3名	2,140円（1,918円）
	+児童・生徒4名	2,810円（2,515円）

会費内訳【PTA会員1世帯・ 児童・生徒1名あたり】

PTA会員1世帯	130円（127円）
児童・生徒1名	670円（597円）

III コース

被保険者	補償内容	学校管理下外 <学校契約団体傷害保険>	PTA行事活動中 <PTA団体傷害保険>
		保険金額	保険金額
児童・生徒	傷害	死亡	88万円
		後遺障害	3万5千2百円～88万円
		入院日額	※1 1,000円
		通院日額	※1 800円
	賠償責任	※2 100万円（自己負担0円）	
PTA会員 <父母、 教職員等>	傷害	死亡	515万円
		後遺障害	20万6千円～515万円
		入院日額	3,000円
		通院日額	2,000円
PTA活動中の 賠償責任	身体	1名3,000万円1事故3億円（自己負担1千円）	
	財物	1事故500万円（自己負担1千円）	
	借用物	※3 期間中500万円（自己負担5千円）	

会費【補償保険料込み】

PTA会員 1世帯	+児童・生徒1名	670円（617円）
	+児童・生徒2名	1,210円（1,107円）
	+児童・生徒3名	1,750円（1,597円）
	+児童・生徒4名	2,290円（2,087円）

会費内訳【PTA会員1世帯・ 児童・生徒1名あたり】

PTA会員1世帯	130円（127円）
児童・生徒1名	540円（490円）

- ※1 学校契約団体傷害保険では、事故の日から起算して7日目以降において、入院保険金・通院保険金をお支払いする条件を満たしている場合に限り、入院保険金、手術保険金、通院保険金の支払対象となります。
- ※2 児童・生徒の賠償責任については、日本国内において日常生活での児童・生徒の行為によって生じた偶然な事故により法律上の損害賠償を負った場合に補償します。
- ※3 PTAが使用・管理する他人から借用した財物に対する賠償責任の支払限度額については、1事故の支払限度額と保険期間中の支払限度額が常に一致しています。保険金のお支払いがあれば、その都度その額だけ支払限度額は減額します。なお、自己負担額は1事故あたりの金額となります。

- ※（ ）内は、補償保険料として保険会社に支払う金額で、差額は運営費となります。運営費は、本制度が健全に運営され、発展するために必要な諸経費（会議費、普及活動費、通信費等）です。また、上記補償保険料は1団体の平均児童生徒数が300名以下の場合に適用されます。300名超となった場合は補償保険料が変更となります。